

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	後期高齢者医療給付に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

洞爺湖町は後期高齢者医療給付に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

後期高齢者医療給付における事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認するとともに秘密保持契約を別途締結している。

評価実施機関名

洞爺湖町

公表日

平成27年5月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	後期高齢者医療給付に関する事務
②事務の概要	<p>洞爺湖町は、高齢者の医療の確保に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定に従い、特定個人情報ファイルを以下の事務で取り扱う。</p> <p>後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、国民の共同連帯の理念に基づき、後期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うための制度です。</p> <p>都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合が置かれ保険者となり、保険者は高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、75歳以上の後期高齢者の全員と65歳から74歳の高齢者で障がいのある者を被保険者とし、その疾病、負傷又は死亡に関して必要な給付を行っている。また、後期高齢者保険事業に要する費用に充てるため、後期高齢者医療広域連合ごとに保険料を設定・賦課し、保険料は市町村が徴収し、後期高齢者医療広域連合に納付する。</p> <p>①資格・異動情報等の管理に係る事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格異動情報（年齢到達、転入、死亡、転出等）の管理 ・被保険者証等の交付申請（受付）、引渡し、再交付申請（受付）、返還（受付） ・その他各種資格関係申請等の受付及び広域連合への送付 <p>②医療保険の給付に関する事務（窓口業務のみ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高額療養費、療養費、高額介護合算療養費等の支給申請（受付） ・各種給付関係申請等の受付及び広域連合への送付 <p>③後期高齢者医療保険料の賦課・徴収に関する事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者及び世帯員の所得異動情報の管理 ・保険料異動情報の管理 ・保険料の納付書発送、徴収、納付情報の管理、還付情報の管理等 ・特別徴収の開始・中止の依頼情報の送信及び結果情報の受信 ・保険料期割額情報の作成及び管理 <p>④後期高齢者医療広域連合への情報提供</p>
③システムの名称	後期高齢者医療システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、交換情報データファイル、収納情報ファイル、滞納管理情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条及び別表第1第59号
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住民課
②所属長	住民課長 澤 登 勝 義
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	洞爺湖町（総務部総務課管財・情報グループ）虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	洞爺湖町（総務部総務課管財・情報グループ）虻田郡洞爺湖町栄町58番地 0142-74-3000

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成26年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

